

裁判官認印

第1回口頭弁論調書 (和解・少額訴訟手続)

事件の表示 平成22年(少コ)第2914号
期 日 平成22年10月26日 午前10時20分
場所及び公開の有無 東京簡易裁判所民事第9室法廷で公開
裁判官 野中利次
裁判所書記官 志儀道子
司法委員 高野健治
遠藤賢治
出頭した当事者等 原告 [REDACTED]
被告代表者 [REDACTED]

弁論の要領等

原告

訴状陳述

被告

答弁書陳述

証拠

証人 [REDACTED] (被告申請)

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 請求の表示

訴状記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 志儀道子

和解条項

平成22年(当)第2914号

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として9万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を平成22年11月末日限り、
支店の原告名義の、普通預金口座（口座番号）に振り込む方法により支払う。
- 3 被告が前項の金員の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の残金のほか、平成22年12月1日から完済に至るまで、第1項の残額に対する年5パーセントの割合による遅延損害金を付加して直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、原告と被告との間には、この和解条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以上